豊福政第3511号

令和３年（2021年）３月１日

市内指定介護保険サービス事業所　管理者　様

豊中市福祉部長寿社会政策課長

「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

　日頃より、当市高齢者保健福祉行政及び介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

厚生労働省では、平成２８年度より通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム（VISIT）、令和２年５月より高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム（CHASE）を運用しており、令和３年４月１日より、これらの一体的な運用を開始するとともに、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、名称を「科学的介護情報システム（Long-term careInformation system For Evidence; LIFE ライフ）（以下「LIFE」という。）」とする予定です。

また、令和３年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCA サイクル・ケアの質の向上を図る取組を推進することとなりました。

つきましては、LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出等が要件となる加算及びLIFE の利用申請の方法等について下記のとおり整理しましたので、お知らせいたします。

記

１．LIFE の活用等が算定要件に含まれる加算について

令和３年度介護報酬改定において、科学的介護推進加算を始めとし、LIFE の活用等が要件に含まれる加算が設けられます（別添１参照）。詳細な要件等については、今後、通知・事務連絡等でお知らせいたします。

２．加算の算定に必要な対応等について

１の加算を算定するためには、LIFE へのデータ提出とフィードバック機能の活用によるPDCA サイクルの推進・ケアの向上を図ることが求められます（具体的なPDCA サイクルの推進等のイメージについては別添２を参照）。介護事業所等においては、具体的には、LIFE への①利用申請手続き、②データ入力及びフィードバック機能の利用が必要です。

① 利用申請手続きについて

LIFE はweb システムであるため、インターネットに接続できる環境が必要です。また、利用するためには、以下のweb サイトから利用申請を行い、ID・パスワードの発行を受けることが必要です（LIFE の利用申請等の方法については、別添３を参照して下さい。）。

利用申請後、事業所にパスワード等が記載された圧着はがきが、簡易書留で送付されます。時期については、通常、毎月２５日までに利用申請があったものについて、翌月の上旬にはがきが発送されます。なお、介護報酬改定の前後の利用申請については、随時はがきの送付をする予定ですが、令和３年４月前半にLIFE の利用を開始する場合は、令和３年３月２５ 日までに利用申請を行う必要がありますので、ご留意ください。

また、令和３年３月までにCHASE 又はVISIT のいずれかを利用している場合は、ご利用のID・パスワードを４月以降、引き続き利用することができます。なお、CHASE 及びVISIT の両方を利用している場合は、４月以降、CHASE のID・パスワードを引き続き利用することができます（VISIT のID・パスワードについては、CHASE のID・パスワードに統一されます。）。両システムのデータ等はLIFE に引き継がれます。

○ CHASE（LIFE）の利用申請のURL

https://chase.mhlw.go.jp

※ 令和３年４月以降は、以下のURL に切り替わる予定です。

https://life.mhlw.go.jp

○ CHASE の操作マニュアル等のweb サイト

https://chase.mhlw.go.jp/help

※ 令和３年４月以降は、以下のURL に切り替わる予定です。

https://life.mhlw.go.jp/manual.html

② データ提出及びフィードバック機能の利用について

各加算の詳細な要件は、今後通知等でお示しをする予定ですが、別添４－１及び４－２の様式案のうち、原則として、自由記載の箇所を除く項目についてデータ提出をお願いする予定です。

なお、別添４－２ではLIFE へのデータ入力とフィードバック機能の活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることが求められている加算に関連する様式一式を示しています。これらの様式の中で、LIFE へのデータ登録が加算算定に必要な様式については、別添４－１に示しています。

データ提出については、別添５に示すとおり、

・ LIFE のweb サイトに直接データを入力し、様式作成とデータ提出を行う方法

・ 様式作成のために介護ソフトに入力したデータを、LIFE へのCSV 連携により提出を行う方法

があります。

「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV 連携の標準仕様について」（令和３年２月１９日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により、LIFE と介護ソフト間におけるCSV 連携の標準仕様について、お示しをしたところですが、各介護ソフトのLIFE への対応の有無、対応方法、時期等は異なりますので、ご利用のソフトのベンダー等にお問い合わせください。

また、データ提出は、サービス提供月の翌月の１０日（４月サービス分は、５月１０日）までに行っていただく予定であり、そのデータの解析結果等のフィードバックについては、サービス提供月の翌月中に、LIFE のweb サイトを通じて実施予定です（PDF 形式でダウンロードしていただく予定です）。詳細は追ってお示ししますが、介護事業所等においては、解析結果等のフィードバックの活用による、PDCA サイクルとケアの質の向上を図る取組を行っていただく必要があります。

○ データ提出の期限について

X 月分の情報は、（X＋１）月の10 日までにLIFE のweb サイトを通じて提出してください。

なお、排泄支援加算、褥瘡マネジメント加算及び栄養マネジメント強化加算については、介護ソフト導入等に時間を要する場合のデータ提出の期限等について、別途お示しする予定です。

○ LIFE に対応した介護ソフト導入等に対する補助について

様式の作成のために介護ソフトに入力したデータを、LIFE へのデータ連携により提出する場合は、介護ソフトの導入やアップデート等にあたり、ICT 導入支援事業（地域医療介護総合確保基金）等の利用が可能な場合があります。今般、都道府県に対して令和３年度の介護報酬改定にあわせた積極的な過年度執行の活用について依頼をしていますので、都道府県へお問い合わせください。（別添６）

３．LIFE の機能全般に関するご質問について

ご質問は、「CHASE ヘルプデスク」にて受付しますので、下記のE-mail 宛にお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、新規申請に係るご質問のみ「利用申請ヘルプデスク」にて電話で受け付けることが可能ですが、介護報酬改定の前後は、電話が混み合うことが予想されますので、２でご案内しているCHASE の操作マニュアル等のweb サイトをご覧いただいた上で、可能な限りE-mail でのお問い合わせにご協力ください。

【CHASE ヘルプデスク 連絡先】

E-mail　 ：　　 chase@toshiba-sol.co.jp

【利用申請ヘルプデスク 連絡先】

電話番号：042-340-~~8891~~⇒8819※（平日10:00～16:00、4 月以降は別番号に変更予定）

E-mail ： chase@toshiba-sol.co.jp

※3月10日付で電話番号について訂正がありました

【問合せ】

豊中市　福祉部　長寿社会政策課

担当：佐飛、溝田

TEL:06-6858-2837